

# 市街地再開発事業予定地内で 土地を有償譲渡する場合は届出が必要です

市は令和2年2月25日付で『千里丘駅西地区第一種市街地再開発事業』を都市計画決定しました。  
これに伴い、令和2年3月4日に、都市計画法第57条第1項に基づく“土地の先買い等に関する公告”を行いました。

- 令和2年3月15日以降、千里丘駅西地区第一種市街地再開発事業の施行区域内の土地を有償で譲り渡そうとする場合は、摂津市長に届出が必要となり、届出後、30日以内に摂津市長が買い取る旨の通知をしたときは、市がその土地を買い取るようになります。※様式等は都市計画課窓口・市ホームページで取得可能
- また、届出後30日の期間、もしくは、摂津市長から買い取らない旨の通知があるまでは、土地を譲渡することができません。

## ＜土地を有償譲渡する場合のお手続き＞

まずは“事前に”市の担当窓口にご相談ください

市長へ届出※1

市が土地を買い取る場合  
買い取る旨をお知らせします

市との売買が成立したものと  
みなされます※2

30日経過

市が土地を買い取らない場合  
買い取らない旨をお知らせします

土地の有償譲渡が可能となります

- ※1 土地及びこれに定着する建築物その他の工作物を有償で譲り渡そうとする場合は除きます。
- ※2 届出があった後30日以内に摂津市長が届出をした者に対し届出に係る土地を買い取るべき旨の通知をしたときは、当該土地について、摂津市長と届出をした者との間に届出書に記載された予定対価の額に相当する代金で、売買が成立したものとみなされます。

### 【その他注意事項】

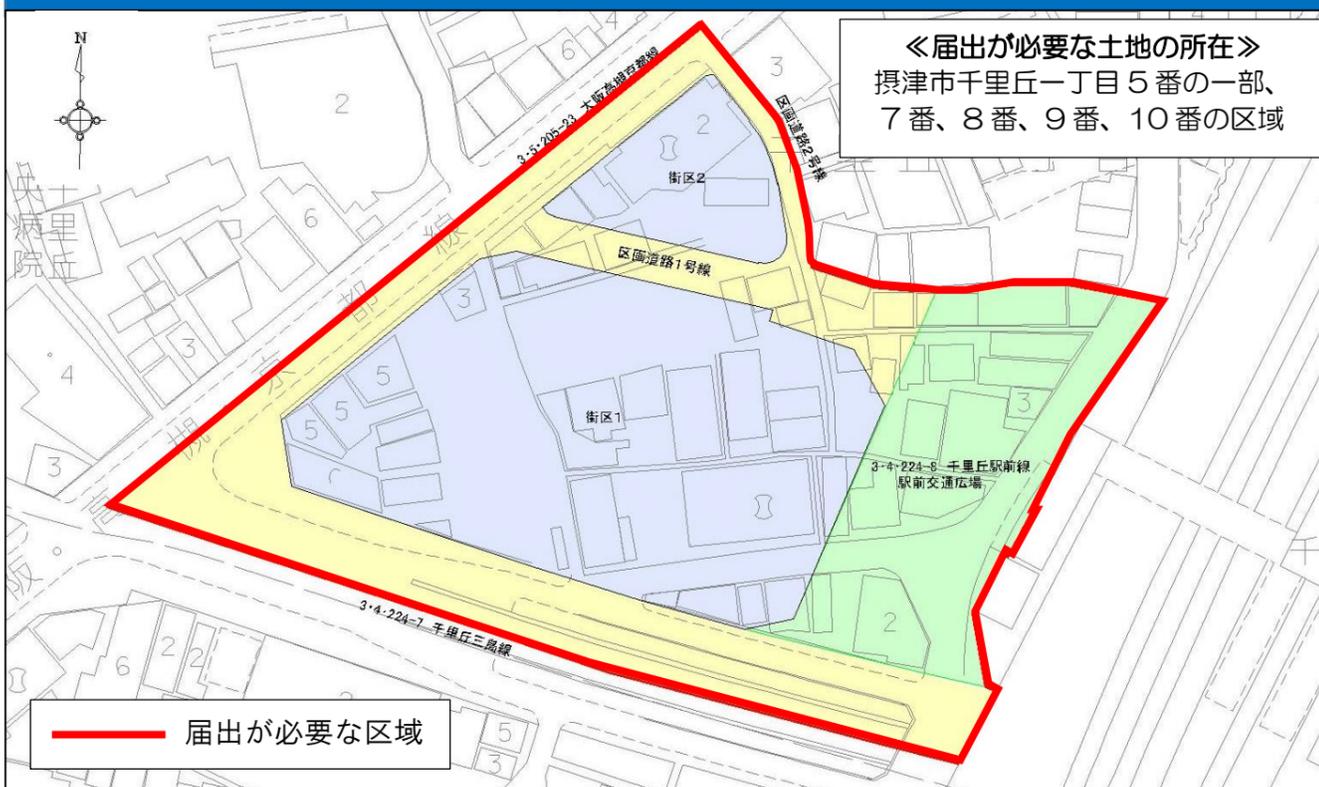
- 届出をしないで土地を有償譲渡した者、虚偽の届出や譲渡制限期間内に譲渡をした者は、都市計画法第95条に基づく罰則を受ける場合があります。
- 本届出に面積要件はありません。
- 本届出をした場合は、公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項の届出は必要ありません。(公拡法第4条第2項第5号)
- その土地に定着する建築物や工作物を有償譲渡しようとする場合は届出の必要はありません。

## ＜届出に要する書類＞

1.土地有償譲渡届出書(1部)	都市計画課窓口・ホームページで入手可能
2.位置図(1部)	住宅地図や縮尺1/2,500以上の地図など、周囲の状況がわかるもの。届出の土地を朱書き。
3.公図の写し(1部)	届出の土地を朱書き。
4.その他(1部)	手続きを代理人に委任するときの委任状等。

## 届出が必要な区域

(千里丘駅西地区第一種市街地再開発事業の施行区域)



＜届出が必要な土地の所在＞  
摂津市千里丘一丁目5番の一部、  
7番、8番、9番、10番の区域

## ＜担当窓口＞

再開発事業・土地の有償譲渡の届出については

**摂津市 都市計画課まで**  
お問い合わせください

〒566-8555

摂津市三島1-1-1

市役所新館5階

電話 : 06-6383-1405

FAX : 06-6319-5225

メールアドレス :

toshi\_keikaku@city.settsu.osaka.jp

ホームページもご参照ください

